

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 年末調整における定額減税に係る事務

所得税・個人住民税の定額減税が実施されたことを踏まえ、給与所得者の年末調整のポイントを改めて確認します。今年の年末調整においては、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額が精算されます。

1. 年末調整の対象者

12月に行う年末調整の対象となる人は、会社などに1年を通じて勤務している人や、年の途中で就職し年末まで勤務している人（青色事業専従者も含みます。）で、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を年末調整を行う日までに提出している一定の人とされます。

次の2つのいずれかに当てはまる人は除かれます。

- ① 1年間に支払うべきことが確定した給与の総額が2,000万円を超える人
- ② 災害減免法の規定により、その年の給与に対する所得税および復興特別所得税の源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人

2. 今年の年末調整における定額減税に係る事務

<年末調整の際に定額減税の対象となる人>

年末調整の対象となる人が、原則として、年調所得税額（年末調整により算出された所得税額で、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。）から年調減税額を控除する年調減税の対象者となります。

年末調整の対象となる人のうち、給与所得以外の所得を含めた合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる人については、年調減税額を控除しないで年末調整を行うことになります。

<年調減税額の計算>

対象者ごとの年調減税額は、「扶養控除等申告書」や「配偶者控除等申告書」などから、年末調整を行う時の現況における同一生計配偶者の有無及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。）の人数を確認し、「本人30,000円」と「同一生計配偶者と扶養親族1人につき30,000円」との合計額を計算します。

<年調減税額の控除>

昨年以前と同様に算出した年調所得税額から、その住宅借入金等特別控除後の所得税額を限度に年調減税額を控除します。また、年調減税額を控除した金額に102.1%を乗じて復興特別所得税を含めた年調年税額を計算します。

<源泉徴収票への表示>

年末調整終了後に作成する「給与所得の源泉徴収票」には、その摘要欄に、実際に控除した年調減税額（源泉徴収時所得税減税控除済額）と、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額（控除外額）を記載します。

※ 控除外額は、2025年1月以降に支給される給与等に係る源泉所得税額からは控除しません。

お見逃しなく！

定額減税で引ききれないと見込まれる人については、個人住民税が課税される市区町村から、引ききれないと見込まれる額を1万円単位で切り上げて算定した額の調整給付（当初給付）が行われていますが、年末調整後、当初給付額に不足があった場合には、2025年以降に市区町村から不足額が給付されます（不足額給付）。